

「公的個人認証サービスに対応する IC カードリーダーライタの適合性検証」 に係る募集要綱

地方公共団体情報システム機構
個人番号センター公的個人認証部

地方公共団体情報システム機構（以下「当機構」という。）では、公的個人認証サービスの普及促進を図るため、「公的個人認証サービスに対応する IC カードリーダーライタの適合性検証」（以下「本件」という。）の参加事業者を募集します。

1 募集の目的

公的個人認証サービスにより発行された電子証明書は、個人番号カード又は住民基本台帳カードに格納されています。

平成 28 年 1 月から交付が開始された個人番号カードでの公的個人認証サービスに対応する IC カードリーダーライタについては、「公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）（以下「ポータルサイト」という。）」にて、「適合性検証済 IC カードリーダーライタ一覧」（以下「一覧」という。）として公表しております。

また、平成 27 年 12 月に交付が終了した住民基本台帳カードでの公的個人認証サービスに対応する IC カードリーダーライタについては、自治体毎に機種が異なるため、ポータルサイトにて、自治体毎の一覧を公表しております。

当機構では、一覧への掲載を希望する新規参入事業者及び掲載済み IC カードリーダーライタの継続確認を実施する事業者を募集します。

参加事業者は、当機構から貸与される適合性検証仕様書、検証プログラム及びテスト用 IC カード（以下「検証セット一式」という。）を使用し、自ら検証し、検証結果を当機構に提出していただきます。

2 参加対象者

本件は IC カードリーダーライタの適合性検証が目的であるため、参加対象者は、以下の条件を全て満たす事業者とします。なお、コンソーシアムによる参加の場合は、代表者を定めて下さい。

- (1) 日本国内で利用者向けの IC カードリーダーライタを販売（予定も含む）している製造事業者、または販売事業者であること。
- (2) 日本国内で適合性検証を実施する体制があること。（日本国外での実施を禁ずる）
- (3) 日本国内に「利用者」向けのサポート体制があること。
- (4) 検証を実施する IC カードリーダーライタは、個人番号カードの読み取り確認が済んでいること。なお、住民基本台帳カードについては、一覧へ掲載している IC カードリーダーライタの保守を目的としているため、事前の読み取り確認を不要とする。

3 実施手順

- (1) 様式 1「IC カードリーダーライタ適合性検証説明会参加申込書」の提出
※提出後、e-mail で適合性検証申込書及び機密保持誓約書の雛型を提供します。
- (2) 説明会において、適合性検証申込書及び機密保持誓約書の提出並びに検証セット一式の配付
※本件に参加される新規事業者は、説明会への参加を必須とします。
- (3) 適合性検証の実施
- (4) 検証結果報告書提出及び検証セット一式を返却

4 実施スケジュール

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 説明会参加申込受付期間 | : 令和元年 9 月 25 日（水）から
令和元年 10 月 9 日（水）まで |
| (2) 説明会 | : 令和元年 10 月 9 日（水）
13 時 30 分から 14 時 30 分まで |
| (3) 適合性検証実施期間 | : ○第一次適合性検証実施期間（※）
令和元年 10 月 9 日（水）から
令和元年 11 月 8 日（金）まで
○第二次適合性検証実施期間（※）
令和元年 11 月 11 日（月）から
令和元年 12 月 6 日（金）まで |
| (4) 検証結果報告書提出及び
検証セット一式返却期限 | : ○第一次適合性検証実施期間
令和元年 11 月 8 日（金）
○第二次適合性検証実施期間
令和元年 12 月 6 日（金） |

※検証用テストカードの在庫都合により、検証期間を割振りさせていただきます。

5 説明会参加申込書の提出について

- (1) 説明会参加申込書の様式
様式1「ICカードリーダーライター適合性検証説明会参加申込書」
※申込書についてはFAXにより当機構へご送付願います。
- (2) 説明会参加申込受付期間
「4 実施スケジュール」参照
- (3) 提出先
「8 担当連絡先」参照
- (4) 説明会
実施日時 : 令和元年10月9日(水)13時30分
実施会場 : 東京都千代田区一番町25番 全国町村議員会館
地方公共団体情報システム機構

※当日、適合性検証申込書及び機密保持誓約書をご提出いただきます。

6 適合性検証等の内容

- (1) 検証セット一式の配布
適合性検証を実施するために必要となる適合性検証仕様書、検証プログラム及びテスト用ICカードを当機構から参加事業者へ配付します。
- (2) 適合性検証の実施
参加事業者は適合性検証対象とするICカードリーダーライター及び検証実施に必要なパソコン等を準備し、検証プログラムを用いて適合性検証を実施します。
- (3) 適合性検証結果の取扱い
参加事業者が実施した適合性検証の結果(検証結果については、検証を実施した参加事業者の責任とします。)は、当機構で適合性検証実施済みICカードリーダーライター一覧としてとりまとめ、都道府県及び市区町村に報告します。
- (4) 適合性検証に要する経費
検証環境の準備及びICカードリーダーライターの開発等、適合性検証に要する経費は、事業者負担となります。

7 留意事項

参加事業者は、本業務で知り得た内容を第三者に洩らしてはいけません。また、適合性検証の内容も同様とします。

このため、適合性検証の参加にあたっては、当機構に機密保持誓約書を提出していただきます。(説明会参加時に機密保持誓約書を提出願います。)

8 担当連絡先

地方公共団体情報システム機構 個人番号センター公的個人認証部
〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 (担当：石井、板倉)
Fax：03-5214-1558

－以上－